

## 平成30年度日光国立公園日光地域における映像制作及び媒体設置業務 に関する業務請負条件

平成30年度日光国立公園日光地域における映像制作及び媒体設置業務に関する業務については、公共建築物への媒体設置及びインターネット等を介した日光国立公園の魅力発信を目的とした映像を作成することから、公益性が高く、自然・文化景観や動植物及びアクティビティを対象とした自然公園の魅力を理解した上で映像制作を進める必要がある。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

### 記

#### (1) 提出書類 (別添様式)

- ① 過去10年間で国又は地方自治体が発注した国立公園及び国定公園、都道府県立自然公園を対象とした映像制作業務（工事の一部含む）に関する実績が確認できる書類

#### (2) 提出期限等

- ① 提出期限

平成30年9月26日（水）17時

- ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先  
入札説明書4（1）に同じ

- ③ 提出部数

1部

- ④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

- ⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時から13時を除く。）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「平成30年度日光国立公園日光地域における映像制作及び媒体設置業務に関する業務請負条件資料在中」と明記すること。

提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合には、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査結果の回答

平成30年9月28日（金）17時

なお、審査結果通知書の発出にあたっては、原本の郵送に先行して指定された宛先にFAXによる事前送信を行う。

(別添様式)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
関東地方環境事務所総務課長 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

平成30年度日光国立公園日光地域における映像制作及び媒体設置業務に関する業務請負  
条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

① 過去10年間で国又は地方自治体が発注した国立公園及び国定公園、都道府県立自然公園を対象とした映像制作業務（工事の一部含む）に関する実績が確認できる書類

(担当者)  
所属部署：  
氏 名：  
TEL/FAX：  
E-mail：